

平成25年5月15日

厚生年金基金制度改革法案、衆院で審議入り

日本ボウリング場厚生年金基金

平成25年4月12日に国会に提出されていた厚生年金基金（以下基金といいます。）制度の見直し法案（※）は、平成25年5月10日、衆議院・本会議で審議入りしました。

※公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案。主婦への年金の過払いを解消する改革案も盛り込んだ内容となっております。

衆議院・本会議では、厚生労働大臣からの法案に関する趣旨説明・質疑が行われる予定です。その後は、厚生労働委員会に付託され、厚生労働委員会で審議が行われることとなります。

同法案は財政難の基金を5年以内に解散させ代行部分を返還させる一方、倒産した一部企業の年金債務を残った加入企業が連帯で負担する制度は廃止されます。

また、いわゆる「代行割れ基金」は法施行後5年以内に解散しなければならず、5年後に残った基金は①「代行部分の1.5倍の資産」または②「純資産（時価） \geq 決算日までの加入期間に見合う「代行+上乘せ」の債務」のいずれかの存続基準を毎年度末に満たすことが求められます。

当基金の平成25年3月末時点の財政状況（概算）は、「代行割れ」でないことは勿論ですが、上記①の基準については1.2倍、②の基準に対しては0.98倍と相対的に良好な積立水準を維持しております。

政府・与党は今国会中の成立を目指しておりますが、健全な基金を一部存続させる内容が盛り込まれたことから、民主党は基金の全廃を求めて反発しております。民主党によると、基金を一律廃止とする内容の修正案を提出する方針とのことです。

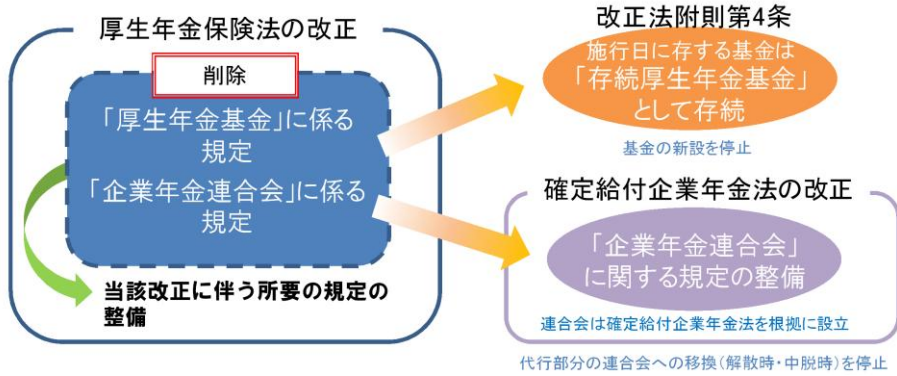
今後とも、法案の審議について注視し、適宜情報開示して参ります。

以上

<ご参考>厚生年金基金制度に係る法案の概要については以下のとおりです。

厚生年金基金の取扱い

厚生年金保険法本則から「厚生年金基金」に関する規定が削除され、厚生年金基金は、附則に規定される「存続厚生年金基金」として存続することになります(改正法附則第4条)。施行日以後、厚生年金基金の新規設立は認められません。



厚生年金基金制度見直しのプロセス

施行日から5年間で「代行割れ問題」に集中的に対応する期間とし、特例解散制度の導入等により基金の早期解散を促進するとしています。

また、施行日から5年後以降は「代行割れを未然に防ぐための制度的措置」を導入する期間とし、一定の基金存続条件を定め、これを満たさない基金に対しては、厚労大臣が社会保障審議会の意見を聴いて解散命令を発動できるとしています。

